

学校保健安全法における感染症の取り扱いについて

学校保健安全法において、下記感染症には出席停止の期間が定められています。この期間は、体調の回復、学校内での感染拡大を防ぐことを目的として定められており、罹患した生徒は自宅療養となります。

登校の際は、医師記入の登校許可証を担任まで提出して下さい。（「登校許可証」の「年・組・番・生徒氏名」は、本人または保護者の方で記入の上、医師に提出して下さい。）

【第1種】 治癒するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ

【第2種】 感染症の種類により、期間指定で出席停止

新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで

【第3種】 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで出席停止

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

-----切り取らないでください-----

主治医殿

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、以下の登校許可証のご記入を宜しくお願い申し上げます。

登校許可証

武蔵野中学高等学校長殿

中学 高等学校 年 組 番 生徒氏名

学校保健安全法における感染症()により、

月 日から 月 日まで自宅療養中でしたが、感染の恐れがなくなったため、 月 日より登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名/医師名

印